# 白百合女子大学データサイエンス教育運営会議規程

### (設置)

第1条 本学に、白百合女子大学教職員組織規程第32条第2項に基づく特別委員会として、 「白百合女子大学データサイエンス教育運営会議」(以下、「運営会議」という。)を置く。

### (任務)

- 第2条 「運営会議」は、「白百合 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」に関して、 以下の役割を担うものとする。
- (1) プログラムの立案、運営、改善
- (2) プログラムの普及
- (3) プログラムの自己点検・評価
- (4) プログラムの情報公開
- (5) その他プログラムに関する重要事項

### (構成)

- 第3条「運営会議」は、次に掲げる者で構成する。
- (1) 教学担当副学長
- (2) 文学部長
- (3) 人間総合学部長
- (4) 全学教養教育連絡会議主事
- (5)情報科目を担当する教員若干名
- (6) 教務部、学生支援部、入試広報部より事務職員各1名
- 2 委員長は教学担当副学長が務める。

#### (招集)

第4条 委員長は会議を招集し、議長を務める。 2 委員長は、必要に応じて構成員以外の者に 会議への出席を求めることができる。

### (規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、教育研究運営会議の意見を聴いて、学長が行う。

### (雑則)

第6条 本規程に定めるもののほか、「運営会議」の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この規程は2022年(令和4年)4月1日から施行する。

この規程は2022年(令和4年)10月1日から施行する。